

報告第21号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月5日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定め和解することについて

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和5年10月28日午後5時30分頃、幕別町札内共栄町175番地58付近の町道札内7号団地道路6号において、相手方が運転する車両が帯広方面から幕別方面へ東進中、当該道路に生じていた深さ約5センチメートルの陥没穴を通過した際に、助手席側の前輪タイヤ1本を損傷する物的損害が生じたことから、過失割合（町30%、相手方70%）により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものである。

2 損害賠償額

7, 682円

3 損害賠償及び和解の相手方

幕別町在住の方

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。